

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月 野木町

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	野木町				民間			参考 A / B
	職員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均給料 月額(円)	平均給与 月額(円)	対応する民間の 類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与 月額(円)	
合計	32	51.2	266,000	276,749	———	———	———	———
給食調理員	19	54.6	274,000	285,985	調理師	44.3	259,800	1.1008
用務員	8	50.1	244,800	226,498	用務員	53.9	227,200	0.9969
運転手兼用務員	5	39.9	269,700	322,058	自家用乗用自動 車運転者	39.7	333,200	0.9666

- 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものの平均である。
- 3 「民間」のデータは、賃金構造基本統計調査（厚生労働省）において公表されているデータを使用している（平成16年～平成18年の3ヶ年平均）。
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 職種ごとの年齢別の職員数及び平均給与月額

区分	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳
合計	269,678	239,586	300,197	262,454	266,536	264,588	317,534
給食調理員				*	256,507	264,588	323,954
用務員		*	*	*	236,231		295,066
選手兼用務員	269,678	*	*		*		

個人情報法の観点から、対象となる職員数が1人である場合には、平均給与月額を*で表示してある。

(3) その他給与に関する事項

給料表

行政職給料表(二)(4級制)を適用しており、国家公務員の行政職俸給表(二)(5級制)に準じたものとなっている。

諸手当

土木作業従事職員手当を該当者に支給している。なお、このうち、特殊勤務手当については、以下のとおりとなっている。

特殊勤務手当の名称	支給要件	支給方法
土木作業従事職員手当	常時土木作業に従事したとき	月額 10,000円以内

昇給基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて4号給(57歳を超える職員は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

本町においては、技能労務職員(のうち給食調理員)の給与が民間事業者と比較して高い水準になっていることを踏まえ、民間事業者との均衡に留意しながら、給与水準の適正化を図る。

技能労務職員については、これまでも退職不補充としてきたところであるが、今後も引き続き退職不補充を基本に、可能な業務については民間委託や民営化を推進していく。

3 具体的な取組内容

(1) 給料表

平成18年度からの給与構造の見直しに伴い、給与水準を平均1.2%引き下げたところであり、今後も、国の行政職俸給表(二)に準じた改定を行っていく。

(2) 昇給

人事評価制度を平成20年度から従来の試行から実施導入に移り変わり、勤務成績評定の厳格な運用に努める。

昇給抑制年齢については、平成21年度までに、現行の57歳から55歳への引下げを実施に向けて検討する。

4 その他

学校給食調理業務については、平成13年度から一部民間委託を実施しており、今後も学校給食調理業務については、技能労務職員の退職状況を勘案しながら、民間委託へ向けた調査を進めていく。